

# 令和7年度 デザイン活用促進補助金 公募要項

## 1 目的

市内の中小企業が自社の経営課題（経営改善・経営基盤の強化、商品やサービスの新しい価値創造など。）の解決に向けた取り組みにおいて、デザイン活用を行うために発生する費用の一部を補助する事により、札幌市内のデザイナー等と市内中小企業との連携促進を図り、課題解決への道筋を立てることで、企業経営へのデザイン活用が促進することを目的とする。

## 2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内デザイナー等が、市内中小企業者と連携し、企業の経営改善や経営基盤の強化を図る取組や、商品・サービスの新しい価値創造にチャレンジすることにより、経営の活性化や企業の高付加価値化を目指す取組であり、他の企業にとってモデルケースになりうると一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）理事長が認めた取組とする。ただし、下記に記す事業については、補助対象事業には含まれない。

- 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
- ゴルフ会員権売買業などの金融業
- 保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業
- 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
- もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
- 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
- モーテルなどの旅館業
- 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
- 芸妓周旋を行う民間職業紹介業

## 3 補助対象者

この公募に応募できる者（以下「補助対象者」という。）は、市内デザイナー等（注1）と連携して補助対象事業を行う、市内中小企業者（注2）とする。

ただし、デザイン等の事業を主たる事業として営む中小企業者は除く。また、社会通念上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する内容、反社会的行為又はそれに結びつく若しくは引き起こす可能性がある内容等）を行っている者は除く。

（注1） 市内デザイナー等とは

札幌市内に本社を有する、主にデザイン等の事業を営む中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業。以下同様とする。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員を兼ねている者が占めている中小企業者を除く。

（注2） 市内中小企業者とは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人で、市内デザイナー等を除いた、札幌市内に本社を有する中小企業者をいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業

が所有している中小企業者及び役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員を兼ねている者が占めている中小企業者を除く。

#### 4 補助対象者(補助金申請者)と市内デザイナー等の条件

(1) 補助対象者(補助金申請者)は下記の要件を全て満たすものとする。

- ア 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- イ 本社を有する札幌市において税を滞納していないこと
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと
- オ 会社更生法、民事更生法に基づく再生または更生手続きを行っていないこと
- カ デザイン等の事業を主たる事業として営んでいないこと

(2) 市内デザイナー等(企業課題に向けたデザイン活用を提案する側)は下記の要件を全て満たすものとする。

- ア 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- イ 本社を有する札幌市において税を滞納していないこと
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと
- オ 会社更生法、民事更生法に基づく再生または更生手続きを行っていないこと
- カ デザイン産業を主に生業としていること

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象者が、補助対象事業の実施において、補助対象期間(7項を参照のこと)内に発生する以下に掲げる経費等であって、必要かつ相当と認める経費とする。

経費区分	対象範囲(事業の遂行に直接必要な経費であること)
業務委託費	<p>■連携する市内デザイナー等に支払われる直接人件費</p> <p>※補助対象経費全体の75%以上であること (ブランド戦略の策定、コピー開発、ロゴ・VI開発、レギュレーションの策定経費など)</p>
その他経費 (印刷製本費・広告宣伝費・通信運搬費等)	<p>■上記業務委託費以外の補助対象事業に必要な経費</p> <p>※補助対象経費全体の25%以下であること (リーフレット印刷、製本、ポスター配送に係る費用、旅費、外部への業務委託費など)</p>

※ 補助対象経費にかかる注意事項

- ① 上記に掲げた経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。
- ② 以下に掲げる経費については補助対象経費から除外する。
  - 補助対象事業の実施に伴い発生する土地、建物の購入及び借上等にかかる

経費、並びに、土木、建築、設備工事等にかかる経費

- 消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通経費
- 食糧費、接待費等の個人消費的経費
- 財団諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合も含む。)の経費

## 6 補助金額等

- (1) 補助額 100万円以内(円未満切り捨て)とする。
- (2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内とする。
- (3) 採択案件 予算の範囲内(500万円以内)で交付する。

## 7 補助対象期間

補助金交付決定日から令和8年2月27日(金)までとする。

なお、補助対象経費は補助金の交付決定を受けた経費に限る。

また、補助対象期間内に、経費の支払いが完了していることを条件とする。

(補助対象事業の完了後に、事業完了報告書、実績報告書、支払いを証する証拠書類等の必要書類を事業完了の翌日から30日以内かまたは、令和8年3月13日(金)のいずれか早い日までに提出すること。)

## 8 提出書類について(申請者が取りまとめて提出)

- (1) 交付申請書 ……様式1
- (2) 申請者及び市内デザイナー等概要 ……様式2
- (3) 誓約書兼同意書 ……様式3
- (4) 事業計画書 ……様式4  
【注】 事業計画書の内容は、審査基準の対象であるため、詳しく記入すること。  
事業の名称、事業の内容(現状の課題とその解決策及び改善目標など)、事業の効果(デザイン活用により期待される売上高や事業成果及び定量的な数値目標など)を記載すること。また、市内デザイナー等と申請者は、共に連携を図るために、相互理解に努めコミュニケーションを重ねて事業を申請すること。
- (5) 事業計画に係る連携する市内デザイナー等による提案書 ……自由様式  
【注】連携デザイナー等が提出する提案書には、企業課題を掘り下げて事業計画書に沿った提案を記載し、また、企画内容を裏付ける資料を盛り込むこと。
- (6) 申請者及び連携する市内デザイナー等の定款又はこれに類する規約……最新の写し  
【注】法人の場合:定款  
個人の場合:定款に類する規約等又は開業届(控え)及び直近の確定申告(控え)
- (7) 申請者の決算報告書 ……直近年度の写し  
【注】貸借対照表、損益計算書、販売管理費内訳、原価報告書及び株主資本等変動計算書
- (8) 申請者及び連携する市内デザイナー等の市税の納税証明書……発行後3ヵ月以内の原本
- (9) 事業実施におけるスケジュール ……様式5
- (10) 経費内訳書 ……様式6
- (11) 経費の確証となる連携する市内デザイナー等が発行する見積書……自由様式

【注】市内デザイナー等が発行する見積書は、一式見積ではなく、提案書で提案している事業の中でどのような役割を担うものか(何のために使うのか)判別できるものとする。

(12) 提出書類チェック表(担当者の名刺) ……別添1

## 9 提出期限

令和7年6月30日(月)17:00(必着)

## 10 審査

補助金交付の決定にあたっては、財団の要件審査(申請者と市内デザイナー等によるプレゼンテーション)を経て、財団が組織する審査委員会にて、以下の審査基準により決定する。ただし、応募状況に応じて、変更になる場合がある。

### 《審査基準》

- (1) 外部環境・内部環境の両面から、企業・事業の特徴や課題(強み弱み)を統合的・総合的に明らかにし、整理・分析されているか。(15点)
- (2) 企業は将来への展望を掲げているか。また、消費者やユーザーに対して提供したい価値はどのようなものか明確になっているか。(15点)
- (3) 企業・事業の特徴や課題(強み弱み)と、デザイン等の活用との親和性が高いか。(10点)
- (4) デザイン等の活用効果(競争力・拡大可能性)が期待できるか。(10点)
- (5) 商品・サービスや企業の付加価値向上が期待できる事業内容か。(15点)
- (6) デザイナー等と企業は、共に連携を図るために、相互理解に務めコミュニケーションを重ねて事業を申請しているか。(15点)
- (7) 事業計画に対する経費内訳が妥当であり、事業実施のための資金調達予定や実施スケジュール等が十分に確保されているか。(10点)
- (8) 本補助事業の目的に合致し、事業成果によりもたらされる効果の業界及び社会への貢献度が高いか。また、他の企業のモデルケースとなりうる取り組みであるか。(10点)
- (9) 申請者が申請日時点で「札幌SDGs先進企業認証制度」の認証を受けた企業のと看、各審査委員の合計点に加点をする。(加点:1点)  
ただし、審査委員の合計点が満点評価のときは加点しない。

### 《審査日程》

- 場所及び時間帯の通知 令和7年7月上旬(予定)  
公募締切日以降、補助対象者に対して個別に通知する
- 審査委員会 令和7年7月中旬(予定)  
日程の確定後、クリエイティブ産業振興課のウェブサイトで通知する  
申請者である市内中小企業者と連携する市内デザイナー等の双方で出席すること
- 審査結果の通知 令和7年7月下旬(予定)  
審査及び審査結果に関する質問・問い合わせには回答しない

## 11 交付

補助金の交付は、原則精算払いとする。事業完了後に提出された「事業完了報告書」、「実績報告書」及び精算に必要な書類等により、実施結果を検査・確認の上、最終的な補助金額を確定する。

精算に必要な書類は、補助対象経費に関する市内デザイナー等が発行する見積書、申請者から市内デザイナー等への発注書（或いは両者間で取り交わした契約書）、市内デザイナー等から申請者への納品書及び請求書、申請者が市内デザイナー等に対して費用を支払った確証（振込依頼書/預金通帳/市内デザイナー等が発行する領収書等）の経理書類の写しを添付すること。

## 12 補助対象者の協力義務等

### (1) 情報の公開

採択された補助対象事業については、原則として、申請者（補助対象者）名、市内デザイナー等の名、事業名、事業の概要等を一般に公表する。また、クリエイティブ産業振興課の補助金事例としてウェブ記事等にて補助対象事業を紹介する。

### (2) 事業終了後の報告

採択された補助対象事業については、補助金支払い後3年間（各年度末前後）を目処に、デザイン等の活用状況とその後の売上等の変化についてヒアリングを行う（ヒアリングに対する回答を拒否することはできない）。

### (3) 財団主催事業への協力

採択された補助対象事業については、財団が主催する成果普及等の事業（事業報告会、各産業分野に対するデザイン活用の普及啓蒙セミナー等）を実施する際、実施報告及びセミナー講師等としての協力に応じること。

## 13 その他

### ● 申請書類の様式

クリエイティブ産業振興課ホームページからダウンロードする

<https://www.screensapporo.jp/>

- 応募資格・その他については、「令和 7 年度 デザイン活用促進補助金 交付要綱」の定めるところによる
- 補助対象事業について、他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている、又は受ける予定である経費は申請を行うことはできない
- 補助金の交付決定後に、補助対象者が同一の事業において、国や道など、他の補助制度（補助金・委託費）等を活用し、本補助金と重複する経費の財政的支援を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すこととする  
この場合においても、連携デザイナー等との契約内容を遵守すること
- 申請書及び添付書類は返却しない
- 審査及び審査結果に関する質問・問い合わせ等については回答しない
- 採択された事業者を対象に、後日、採択後の流れや報告書提出に向けた注意事項の説明を行う

## 14 応募・問い合わせ先

一般財団法人 さっぽろ産業振興財団

クリエイティブ産業振興課 デザイン産業振興係

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

電話：011-817-5711